

笛吹市消防本部消防長告示第 1 号

笛吹市火災予防条例第 42 条の 2 第 1 項に基づき消防長が定める屋外での大規模な催しを次のように定める。

平成 26 年 10 月 1 日

笛吹市消防本部消防長 風間 勇

笛吹市火災予防条例(平成 18 年笛吹市条例 106 号)第 42 号の 2 第 1 項の規定に基づき、消防長が祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして定める要件は、笛吹市内で開催される催しで、次に掲げる 1 及び 2 の両方に該当するものとする。

- 1 大規模な催しを開催するもので、一日あたりの人出予想が 10 万人以上である屋外催し。
- 2 催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これに類するもの（対象火気器具等（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する対象火気器具等をいう。）を使用する露店、屋台その他これに類するもの及び危険物を取り扱う露店を含む。）の計画数が 100 店を超える屋外催し。